

第13号様式(第4条関係)

(表面)

〒
様

〒
Tel Fax

産業廃棄物税 更正・決定 通知書
加算金決定

下記のとおり更正・決定したので通知します。

年 月 日

鹿児島県 長 印

特別徴収義務者 又は納税者	氏名				
	住所				
整理番号		区分		期別	
前回までの税額		円	指定納期限	年 月 日	
今回税額		円	地方税法(昭和25年法律第226号)第733条の16並びに第733条の18及び第733条の19の規定により、産業廃棄物税に係る税額を更正(決定)し、及びこれに対する加算金額を決定したので通知します。		
差引税額		円			
延滞金		円			
加算金		円			
不申告加算金		円			
過少申告加算金		円			
加重加算金		円			
合計		円	納付番号		
施設別		課税標準		税率	

注1 納入(納付)すべき税額等がある場合は、指定納期限までに納入(納付)してください。

2 延滞金は、指定納期限までの額を算出し、記載してあります。

なお、指定納期限までに納入(納付)されなかった場合は、指定納期限の翌日から納入(納付)の日までの期間に応じて、地方税法に定める延滞金額が加算されて徴収されます。

◎ 裏面をお読みください。

(裏面)

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を經由して提出してください。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。